

相続定期預金「バトンパス」

島田信用金庫

平成29年4月1日現在

1. 商品名 (名称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金〈M型〉 [単利型] 預入金額300万円未満…スーパー定期 預入金額300万円以上…スーパー定期300 相続定期預金「バトンパス」
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人および個人事業主
3. 対象資金	<ul style="list-style-type: none"> 相続手続き完了から1年以内に相続により取得した資金。 (他金融機関で相続手続きをした資金も対象となります。) <p>※相続金のお受取日及びお受取金額が確認できる以下の資料のご提示が必要となります。</p> <p>①相続人である事が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本の写し 遺言書の写し等 <p>②相続手続き完了時期が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関に提出した相続手続依頼書の写し 被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し等 <p>③相続により取得した金額が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺産分割協議書の写し 被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し等
4. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式1年(自動継続のみ)
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括してお預け入れいただきます。 総合口座、通帳式、証書式いずれも可 100万円以上で相続により取得した金額の範囲内 1円単位
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いします。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 年0.350%(税引後 年0.278%) 上記の利率を満期日まで適用します。自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期」「スーパー定期300」の店頭表示金利を適用します。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を1円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)が分離課税されます。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
9. 手数料	不 要
10. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 満20歳以上の個人のお客さまは、総合口座(自動継続扱いのみ)による当座貸越のお取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) マル優のお取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 窓口へお問い合わせください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話：0120-77-3229)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-

	<p>ー3595ー8588)、第二東京弁護士会(電話:03ー3581ー2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03ー3517ー5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>その他、当金庫リスク統括部、一般社団法人静岡県信用金庫協会(9時~17時、電話:054ー255ー5530)を通じて、静岡県弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用することができます。また、お客さまから各弁護士会(静岡支部 10時~16時、電話:054ー252ー0008)、(浜松支部 10時~16時、電話:053ー455ー3009)、(沼津支部 10時~16時、電話:055ー931ー1848)に直接お申し出いただくことも可能です。</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)